

会 議 録 目 次

令和4年第5回海田町議会臨時会（第1日目）

令和4年7月7日（木）午前9時00分 開会

日 程 第 1	会議録署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 2	会期の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日 程 第 3	第33号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）町道143号線 道路改良工事）・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	（閉 会）・・・・・・・・・・・・・・・・	11

7. 欠席議員

なし

~~~~~○~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|     |   |       |
|-----|---|-------|
| 町   | 長 | 西田祐三  |
| 副町  | 長 | 今岡寛之  |
| 企画部 | 長 | 鶴岡靖三  |
| 総務部 | 長 | 丹羽勤   |
| 建設部 | 長 | 久保田誠司 |
| 財政課 | 長 | 吉本真人  |
| 総務課 | 長 | 中村修介  |
| 建設課 | 長 | 早稲田誠  |

~~~~~○~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 倉本勇登 |
| 主査 | | 戸成正考 |
| 主任 | | 辻千奈美 |

~~~~~○~~~~~

10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 第33号議案 工事請負契約の締結について（（仮称）町道143号線道路改良工事）

~~~~~○~~~~~

11. 議事の内容

午前9時00分 開会

○議長（桑原）皆さんおはようございます。本日は大変御苦勞様です。ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和4年第5回海田町議会臨時会を開会いたします。なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長並びに説明の委任を受けた者の出席を求めています。また本日は、報道関係者のカメラ等

の撮影については許可をいたしますので御了承いただきたいと思います。なお、議場内
が非常に暑くなっておりますので、体調管理の観点から、上着の脱衣を許可をいたしま
すので、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

直ちに本日の会議を開きます。さて、先月 28 日、広島気象台が中国地方の梅雨明け
を宣言いたしました。観測史上最も早い梅雨明けであります。例年より早い猛暑・酷
暑の到来で、熱中症患者の増加や水不足による農作物の不作も懸念されております。梅
雨が明けたとはいえ、異常気象が常態化している昨今、豪雨はもちろんのこと、いつ自
然災害が発生しても不思議ではありません。また、コロナウイルス感染症の収束もいま
だ見通せません。このような状況の中、執行部の皆様におかれましては、体調管理に十
分留意をして、それぞれ緊張感を持って、町の安全・安心を守るために、各種業務に従
事していただきたいと思います。この際、町長から発言の申出がございますので、これ
を許します。町長。

○町長（西田）皆さん、改めまして、おはようございます。本日は、令和 4 年第 5 回海田
町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には御出席を賜り、厚く御礼を申
上げます。本臨時会には、契約認定 1 件を提出しております。議員の皆様におかれま
しては、十分に御審議いただきまして、是非とも議決を賜りますよう、よろしく願い
いたします。以上、本臨時会の招集に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よ
ろしく願いいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめ御手元に配付しております日程第 1 から日
程第 3 に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員  
は、会議規則第 110 条の規定により、議長より、4 番、小田議員、5 番、富永議員を指  
名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。
本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決めます。この際、議長よ
り議員及び執行部の皆さんにお願いをいたします。発言される際には、マスクを着用し

たままといたしますので、的確で分かりやすく、また声が聞き取りやすいよう、マイクを立ててゆっくりと発言をしてください。なお、執行部の皆さんには、挙手の際には職名を名乗っていただきますようお願いをいたします。

~~~~~〇~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第33号議案、工事請負契約の締結について、仮称町道143号線道路改良工事を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第33号議案、工事請負契約の締結について。海田町三迫二丁目地内において施工する仮称町道143号線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものでございます。内容につきましては、担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第33号議案の工事請負契約の締結について御説明いたします。議案書の1ページをお願いいたします。工事請負契約の内容でございますが、工事名は仮称町道143号線道路改良工事、工事場所は海田町三迫二丁目地内、請負金額は5,830万円、受注者は、広島ガステクノ・サービス株式会社、工期は、着手日選択型方式により、契約日から90日以内で選択する着手日から令和5年3月15日まででございます。続きまして、資料について御説明いたします。まず、資料1の工事入札状況をお願いいたします。この度の指名競争入札においては、過去10年間での県内自治体の発注工事で橋りょう下部工の受注実績があり、かつ、本町に指名登録のあるA・Bランクの業者について、資料1、表面の20者と、資料裏面の10者、合わせて30者を指名いたしました。そのうち、1回目の入札では5者が応札しましたが、全て予定価格を上回っていたため、2回目の入札をいたしました。2回目の入札では、5者のうち、広島ガステクノ・サービス株式会社以外の4者が辞退となり、入札者が1者となったため、入札は無効となりました。また、2回目の広島ガステクノ・サービス株式会社の応札額は、予定価格を上回っておりました。その入札結果を踏まえての、この度の対応でございますが、入札に付しても落札者がいないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、入札で最低の価格を提示した広島ガステクノ・サービス株式会社と相手方の応札の意思確認の上、見積合わせの手続を行いました。その見積徴収結果が、資料2でございます。資料2をお願いいたします。見積徴収に当たっては、競争入札で定めた予定価格やその他の条件を変更せず、また、予定価格を相手方に伝えることもない状況で、相手方から見積書を提出していただきます。見積書の提出回数に制限はござ

いません。その結果、10 回目の見積徴収で、当初設定していた予定価格を下回ったため、決定したものでございます。続きまして、資料 3 について、担当部署から御説明いたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）続きまして、工事等箇所図について御説明いたします。資料 3 をお願いします。まず、1 ページ目を御覧ください。三迫二丁目地内の三迫川に橋りょうを架設するため、一番下にあります位置図に赤色で着色している箇所に、下部工 2 基を整備するものでございます。次に、その上の概要図を御覧ください。赤色で着色した部分が下部工になります。基礎ぐいを 6 本ずつ打設し、その上に、それぞれコンクリート製の橋台を築造するものです。2 ページ目を御覧ください。工事スケジュールの予定です。着手日選択型で入札を行っておりますので、10 月からの予定工期を記載しています。準備工から約 5 か月での完成を予定していますが、議決をいただきました後に落札者と協議の上、できる限り早期の着手を目指していきたいと考えています。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。崎本議員。

○1 3 番（崎本）2 点ほどお願いします。今、指名入札で、今までは 5,000 万以上のあれで、いろいろと地元業者も、何かの理由で入れなかったら、いつまで経っても成長しないから、まあ、今までそういう例もあったんですが、この度は地元 5,000 万ちょっとじゃ、6,000 万もなっていないのに、地元業者は 1 者も入っていない。やっぱりこういうところが、経験がないいうても、こんな簡単なもので、誰でもできることであっての。まあ、それが一つとね。まあ、次にも関係しますがね、入札してね、早くせにゃいけんいうて 4 月に入札で、今日でも臨時議会開いて、これが 3 月まで、検査期間の最高が 3 月ですよ。ほいで今まで、全協やら建設委員会の説明でも、早くやって、早くして、ほいで、令和 4 年度予算で上部工もあるんよの。それをやるために早くやって、例えば、10 月までやって上部工はできたもんを乗せりゃあええんじゃから、3 か月ぐらいあったら、工期に間に合うと。ほいたら、この令和 4 年度に計画した上部工、また、ほんじゃ来年度、令和 5 年度に、もう、前々からやる気ないじゃない。やっぱりこういうのがね、やっぱり、出す限りは、それなりの誠意があって出されるのが、その目的に対して、そういう考えのほうが順当な考えじゃないかと思いますが、その 2 点ほどちょっとお願いします。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず1点目の御質問でございますが、議員御指摘のとおり、これまで議会認定案件において、町内業者Cランク業者についても特例で参加いただいていることがございます。この度の入札指名の考え方でございますが、こちらの143号線につきましては、昨年度も入札をしておりました、その際は、地元業者にも参加していただいておりますが、いずれの入札も応札者なしということで、全て不調に終わっていることを鑑みまして、この度の指名におきましては、コンクリート構造物橋りょう下部工の実績のあるA・Bランク業者を指名させていただいたところでございます。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、上部工のほうですが、下部工ができないと上部工は当然できません。ですから、下部工の進捗状況と調整しながら、できるだけ早い時期に発注したいと考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○13番（崎本）それじゃあ答弁にならないでしょう。答弁にならないでしょう。何にも努力してないじゃない。当たり前のことを当たり前にしゃべって当たり前のあれじゃないですか。遅れるのを前提でやっておられるじゃないですか。最初から努力がないんじゃないですか、それじゃ。財政課もそうでしょうが。今まではやっと思ったんじやが、この度は方向を変えましたじゃない。やっってもらうように、ね、何とか地元の業者に努力して、都合がええ工事だけ、ね、優先して、そういうもの、やっぱり地元の業者の育成にもならんし、わし、ずっと言いよるでしょうが。今度、町営住宅も出ますがの、あれ、そういうことは、地元の業者が辞退しようがどうしようが、やっぱり地元の業者は地元の業者じゃから、ね。皆さん、町民も考えるよ、何で地元の業者、これ、まあ、議員だけしかこれ、知っとらんのが、何で地元の業者は、一つも、地元のためにせんのかいうて。そこら、もうちょっとね、町民の目線で、ちょっと考えてもらいたいんじやがの。それと、工期の問題じやがね、あらかじめやったらねえ、やっぱり、条件ちゅうものが書いてあるんじやから、なるべく早くやるとか、私は、これ、やって、あなた方言うんじやが、今度、これやって、10月か、着工は10月になつとるんじやがね、10月やってまたね、工事に支障が出たら、また補正か何か組まにゃいけん。これは目に見えちよるんで。10メートルのくい打ちしますいうて、石があつて10メートル入らんかったら、どうするんかの。あんだけ三迫川は大きな石、岩盤、ばっかりじゃろうにの。ほいでま

た補正、どうのこうのじゃったら、何にも意味ないじゃない。ちょっとでも早く着手してね、ほいじゃまた、大きな石かんで、あれやったら、設計の前庁舎の調査が不十分であったため、設計変更と、ね。ずっと見てみんさい。三迫川、岩盤とか、大きな石ばかりじゃがの。やっぱりそういう可能性があるんじゃないからね、そういうことを考慮して、なるべく早くやるように、やってやらなかったら、あんた、言われるのに、計画性が全然ないじゃない。3月いっぱい、令和5年の3月までに上部工もやるように、あんたら予算組んじよるじゃない。ね。これ見てみんさい、下部工を3月で、検査が3月だったら、上部工はまた、今度は令和5年度の、また繰越か何かで。計画性がないちゅうが、これのことよ。そこから黙って、町長、副町長聞いておられるんじゃないの。やっぱりそこらをね、あなた方、長じゃから、やっぱり、議員さんが思われるようなことないようにきちっとやれとか、やっぱりそういう指導をあなた方がせにゃいけんのじゃ。いつもいつもこういうことばかり出しゃあね、その点に対してどうか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、地元業者の受注機会の確保、また指導育成については、議員御指摘のとおり非常に大切な取組でございますので、この度の御指摘を踏まえて今後しっかりと対応してまいります。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、まず下部工のほうでございますが、受注者とも協議を密にして完成を目指していきたい。着手につきましても、議決をいただきました後、早期に着手できるように打合せをしていきたいと考えております。その中で上部工、下部工の状況を見ながら、上部工の発注もしていきたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございせんか。下岡議員。

○9番（下岡）今の工期の件ですけどもですね、下部工の状況を見ながらですね、上部工の発注について検討しますと言うけども、それはおかしいでしょう。ここへ、もうスケジュール出しとるじゃないですか。来年3月に、ね、検査をやって、終わりますいうて、その前提です、上部工もいつやるのか、これ、はっきりさせるべきでしょう。今年に入って総務建設委員会では、ね、下部工と上部工の予定を出したじゃないですか。それをね、そのときは、下部工が2月完成だった。これが1か月延びとる。ね、それに基づいて上部工をどうするのかね、出すべきでしょう。状況を見ながらじゃないでしょう。あなたたちはね、西自治会館でやったときに、どう言ったか。このスケジュールは、令

和5年度までにはですね、完成させますいうてから、みんなの前ではっきり言ったじゃないですか。それならそれに基づいてそうできるように、ちゃんと計画すべきでしょう。今、崎本議員が言ったようにね、従来の計画では令和3年度に下部工、令和4年度で上部工、令和5年度で前後の道路を完成して、令和5年度までにやりますと、こういう言ってるんですよ。それならそうなるようにですね、計画、出すべきじゃないですか。いつやるか分からんみたいな答弁というのは失礼でしょう。どうなんですか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、今回の契約方式が着手日選択型となっておりますので、その着手日が決まりませんと完成時期が見えてきません。その関係からも、まず、議決をいただいた後、業者と密に打合せをして、早期に着手したいと考えております。

○議長（桑原）下岡議員。

○9番（下岡）着手日ね、選択型、これはもう説明で聞きましたよ。だから、それに基づいて、来年の3月中旬までに工事を終わりますという計画出しとるじゃないですか。だから、それに基づいてですよ、上部工をいつやるのかというて聞いているんですよ。その完成時期さえ、今の答弁だと分からんということを言っているんです。おかしいでしょう。だからね、答弁というのは、この予定で3月中旬までに工事が終わったとしたら、ね、上部工は、いつ発注をかけて、いつやりますと、ね、そのあと、道路工事は、令和5年度の予算計上だろうけども、その道路工事をやって、令和5年度に完成しますと、こういうスケジュールをね、描くべきじゃないです。それさえ見えないというのはね、何やっとなるか全く分からない。町長、どうなんですか、こういうやり方は。町長、管理しているんですか、大体。現場管理。全部建設に放っばらかしてですよ、何もやってないんじゃないです。町長、どうなんですか。ちゃんと目標設定してね、やるべきでしょう。皆さんに約束したじゃないですか、自治会館で。そんなら、そのとおりにやってくださいよ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）はい、現場等々建設事業のことは私が責任者でございます。最終的な責任は町長が取りますが、私が現場の責任者でございますので、私のほうから答弁をさせていただきます。今言われるようにですね、上部工、できるだけ早く発注のほうしたいと考えております。ただ、まだガステクノさんとの協議もですね、まだ行っておりませんし、施工計画もまだ出ておりませんので、実際に工事がいつ着手して、どういった施工ステップを踏んで工事に取り組むかというのがちょっとまだ現時点では分かり

ませんので、今、下岡議員が言われたこともですね、真摯に受け止めて、できるだけ早く、住民のためになる、あの橋をですね、早期に完成させるように取り組んでまいります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）14番、前田です。ちょっと二、三点聞いてみたいと思いますが、まず、この形態が、入札者の、いわゆる最低入札者と応札者というか、どうもこりゃ、結果的には話合いというようなことになつとると思うんですが、一般的に言うと、これ、少なくともこの5者、最低業者と話合いしてもいいかと、そういう同意が必要なんじゃないかと、こういうふうにするんですが、その辺の同意というのは得とるかどうか。二つ目には、143号線、これも先ほど来出とるように、委員会でいろいろ論議してきたところですが、なぜ仮称なのか、ということで。三つ目にはね、ここで、2回目の応札が1者ということで、1者入札は無効ということで、意味は分かるんですが、この日にちと次の見積との日にち関係、本来は、ここで無効ということになると、ここで入札というか、これは打切りになるんだらうと思うんですが、この6月29日、この日にち関係どうなつとるんか、最初の入札と。その辺の日にち関係を説明してもらいたい。それからもう一つ、最後にはね、今言うた業者と結果的に話合いだというふうになるんだ、10回も、無駄な札を入れることなく、最初から予定価格5,300万になるように、これずっと切っけていっとるんよの、5,300になるまで。だから、5,300を提示すりゃいいんじゃ、話合いじゃから。これが、最初一番言うた応札者との同意との関係につながっていくと思うが、その辺はどうなつとるんか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず、この度の随意契約に移行するに当たっての同意を得ているのかという御質問でございますが、入札結果を踏まえまして、入札会場において、2回目の入札結果が無効であること、またそれを踏まえて、自治法施行令に基づく随意契約のほうに移行していかいいうのを、入札会場においてして宣言して、全ての業者の同意を得た上で随意契約のほうに移行しております。2点目の日にちの関係でございますが、入札を執行したのが6月29日で、先ほど言ったとおり入札会場で各者の同意を得た上で、同日に見積徴収の手續に移行したものでございます。次に3点目の予定価格の事前公表、あるいは10回の見積徴収の状況についての御質問でございますが、本町においては予定価格、事前公表を行っておりませんので、その規定に基づき、見積徴収に当たっては

予定価格を公表しておりません。結果的に 10 回という札でございますが、こちらについては、相手の札の入れ方の考え方もあろうかと思しますので、短く、細かく刻んで行かれたのかなというふうには考えております。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、なぜ仮称なのかというところでございますが、こちらの橋の基礎を造る部分につきましては、まだ道路認定を受けておりません。その関係上、仮称町道 143 号線という名称で表現させていただきます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）仮称、道路認定していない。これはこれで、町道として整備しますよいうて公言しとるわけよ。だから、道路は、そこに図面上であるかも分からんけども、線を引いとるはずなんよ。道路の認定はしてないけども、これが 143 ですよいうて。だから、そこらの説明がね、何か計画性がないとこに全部つながっていくんじゃろう思うんよ、先ほど来。これは言うたらんけども、いわゆる上部工と一括入札しなさいやというようなこともずっと言うてきたが、なぜか知らんが、これまた繰越し、決定しとるわけよ、入札前に、予算がの。ここらの、先ほど言われる町長の指導力が問われるとこよ。しっかりこれ、指導せにゃいけん、の。4年度の予算組んで、ここで既に5年度になりますよいう、これ、証明書を出しとるんよ。こんなばかな予算の計上はないじゃろう。そこらが、今言う 143 というのは図面上であったとしても、線を引いて認定しとるわけよ。どうもそこらのほうがちょっと理解しにくい。もう一回説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい、道路認定を議会のほうで議決をいただく際には、道路が完成してから、認定をいただいております。この道路は、まだ建設中でございますので、まだ認定を受けていないということから、仮称という名称を付けさせていただいております。

○議長（桑原）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。崎本議員。

○13番（崎本）あのね、答弁漏れがあるんじやが。私は、障害物が出たらまた変更するんじゃないかという質問をいたしました。答弁がなってませんのじやが、お願いします。ほいで、しっかりと答弁してくださいの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（早稲田）はい。申し訳ございませんでした。先ほども申しましたとおり、受

注者と密に協議をして、そういう現場でのアクシデント、トラブルがございましたら適切に措置をしてみたいと考えております。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第33号議案について採決を行います。お諮りいたします。第33号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおりこれを決します。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。この際、町長から発言の申出がございますので、これを許します。町長。

○町長（西田）議員の皆様、大変お疲れ様でございました。閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日開会の海田町議会臨時会におきましては、議員の皆様方から慎重に御審議いただきまして、ありがとうございます。本臨時会に提出させていただきました議案につきましては、原案のとおり議決いただきまして、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○議長（桑原）以上で、令和4年第5回海田町議会臨時会を閉会いたします。皆様大変御苦労様でした。

午前9時30分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年11月 日

海田町議会議長

海田町議会議員

海田町議会議員